\bigcirc 厚 生 労 働 省 告 示 第 匹 百三十八 号

保 等 器、 五. 号) 医 管 に 薬 · 関 理 第二 品 す 医 る 条 療 医 法 機 第 療 器 律第二条 機 五. 及 器 項 び一 及 等 び \mathcal{O} 般 第 第 品 医 六 五. 質、 療 項 項 機 か 有 \mathcal{O} 器 5 規 効 第 定 性 平 七 に 及 成十六年 項 基 び ま づ 安 で 全 き、 \mathcal{O} 性 厚 規 医 \mathcal{O} 生労働省告示第二百 定 薬 確 に 밆 保 等 ょ に り 医 厚 療 関 生 す 機 労 器 る 働 等 法 大 律 \mathcal{O} 九十 臣 品 が 昭 質 · 八 号) 指 和三 定す 有 $\overline{+}$ 効 る の <u>ー</u> 性 五. 高 及 年 部 度 法 び を次 管 安 律 理 全 第 0) 医 性 百 よう 療 兀 \bigcirc 機 確 +

平 -成二十 七 年 $\dot{+}$ 月十三 日

に

改

正

す

る。

厚 生 一労 働 大臣 塩 崎 恭 久

Ç 囊 浴 海 \mathbb{H} 7 \subseteq ジグ 別

表

第

1

に

次

0)

ょ

うに

加

える。

別 表 第 2 に 次 0) よう É 加 える。

1969中心静脈为 41 1 テル留 置 用ナビゲー ζ, Ш (採 置